

(目的)

第1条 この基準は、競争入札に参加するために必要な資格を有する者の建設工事有資格者名簿、測量、地質調査・建設コンサルタント等有資格者名簿又は物品等有資格名簿に登載されている事業者において、邑南町内に本店又は営業所を置いて現に営業を行っている者(以下「町内業者」という。)として取り扱うために必要な事項を定めることによって、競争入札における公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(認定の要件)

第2条 事業者を町内業者として認定する上で必要な要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 町内の事務所、事業所において、その所在を明らかにした看板又は表札が表示されていること。ただし、建設工事等に係る事業者においては、建設業法(昭和24年法律第100号)で規定された標識を掲げていること。
- (2) 営業活動を行うことを行うことができる人的配置が適切にされていること。
- (3) 営業所の代表者(契約を締結する権限を有する責任者)又は建設業法で定められている営業所の専任技術者と常時連絡がとれる体制となっていること。
- (4) 個人にあっては、邑南町税条例(平成16年邑南町条令第54号。以下「条例」という。)第23条第1項第1号(町内に事務所、事業所を有する者に限る。)又は同項第2号に掲げる者、法人にあっては、同項第3号に掲げる者であって、その設立又は設置を届け出た者であること。
- (5) 特別徴収に係る個人の町民税を除き、町税の滞納のないこと。

(実態調査)

第3条 町長は、次のいずれかに該当する場合、実態調査を実施することができる。

- (1) 町内業者について、前条に規定する認定要件に疑義があるとき。
- (2) その他町長が必要と認めるとき。

2 実態調査を拒否した事業者は、町内業者として扱わないものとする。

(改善指導)

第4条 前条の規定による実態調査の結果、次のいずれかに該当する場合は、必要な改善指導を行うとともに、期間を定めて報告を求め、再度実態調査を行う。

- (1) 前条に規定する認定要件を満たしていない場合
- (2) その他町内業者として取り扱うことに疑義が生じた場合

2 前項の規定による改善指導を行った場合、認定要件を満たしていることが確認されるまでの間及び同項第2号の疑義が解消されるまでの間は、当該事業者を町内業者として扱わないものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるものの他必要な事項は、邑南町建設工事等入札参加者指名審査会において定める。

附 則

この告示は、令和3年4月13日から施行する。